

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等(自動車騒音関係)の一部改正(案)について

## 改正の概要

## 1. 自動車等に備える消音器の基準の見直し

(1) 自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」といいます。)について、使用過程車及び並行輸入車等の非認証車に備える消音器(マフラー)は、「原動機の作動中に加速走行騒音を有効に防止し、かつ、その性能を損なうおそれのないもの」でなければならないこととします。

これにより、交換用マフラーや並行輸入車等に備えるマフラーは、近接排気騒音だけでなく、加速走行騒音も有効に防止する性能が新たに求められることとなります。

(2) 次の①から⑤までのいずれかに該当するものは、(1)の基準に適合しないものとします。(⑤が新たに追加されます。)

- ① 消音器の全部又は一部が取り外されているもの
- ② 消音器本体が切断されているもの
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されているもの
- ④ 消音器に破損又は腐食があるもの
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造その他の騒音防止性能を容易に変更することができる構造であるもの

(3) 次に掲げる消音器であって、(2)①から⑤までのいずれにも該当しないものは、(1)の基準に適合するものとします。

① 次のいずれかの表示がある消音器

イ 純正品表示

型式指定自動車等の製作者が当該型式指定自動車等に備える消音器に行う表示

ロ 装置型式指定品表示

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条の2に基づき、装置型式指定を受けた騒音防止装置の一部又は全部である消音器に表示される同法第75条の3第1項の特別な表示

ハ 性能確認済表示

「後付消音器等の性能等を確認する機関の登録規程」に基づく登録を受けた機関により、性能等の確認を受けた型式の後付消音器等に表示される「性能確認済表示」<sup>注1</sup>

ニ 国連欧州経済委員会規則(ECE規則)適合品表示

ECE規則に基づくEマーク表示

ホ 欧州連合指令(EU指令)適合品表示

EU指令に基づくeマーク表示

② 次のいずれかに該当する自動車等が現に備えている消音器

<sup>注1</sup> 国土交通大臣が、必要に応じて行う後付消音器等の性能等の確認の結果、その基準に適合していないと認められ、その旨が公表された消音器に付された性能確認済表示を除く。

イ 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下（原動機付自転車にあっては 79dB 以下）であることが明らかである自動車等（ハに掲げる自動車を除く。）

ロ 外国の法令に基づく書面又は表示により、ECE 規則又はこれらと同等の EU 指令に適合することが明らかである自動車等

ハ 乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が5トン以上の自動車、大型特殊自動車又は小型特殊自動車

関係条項：

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 40 条第2項、第 118 条第2項、第 196 条第2項、第 252 条第2項、第 268 条第2項及び第 284 条第2項

## 2. 騒音試験法の一部見直し等

### (1) ハイブリッド自動車等の近接排気騒音試験法

自動変速機のトルクコンバータ保護又はハイブリッド自動車の発電機の保護のため、変速装置の位置がPレンジ又はNレンジである場合に原動機の回転数を抑える装置を装着した自動車であって、原動機の回転数が近接排気騒音試験回転数に達せず、かつ、当該装置を容易に解除することができないものについては、原動機の電子制御式燃料供給装置の制御による燃料カットが作動する近傍の回転数により近接排気騒音試験を行うものとします。

### (2) 加速走行騒音試験に使用する路面の要件

加速走行騒音試験に使用する試験路面を容易に確保できるようにするため、ISO規格路面のほか、当分の間、一定の条件を満たすアスファルトコンクリート路面を使用して加速走行騒音試験を行うことを認めます。

関係条項：

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 38 及び別添 40

## 今後のスケジュール(予定)

公 布：平成20年内

施 行：平成22年4月

適用関係：改正後の新規制は、施行日以降に製作される自動車等（輸入車を含む。）に適用します。なお、施行日までに製作された自動車等については、技術的に対応が困難な車両も存在するため、今次改正においては、新規制の遡及適用を見送ります。